証券コード 8544

株式会社 京葉銀行

BANK

第118期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

千葉市中央区千葉港5番45号
当行千葉みなと本部2階
αガーデンホール

議 案

第1号議案
剰余金の処分の件

第2号議案
取締役7名選任の件

第3号議案
監査役2名選任の件

株主総会ご出席者へのお土産のご提供はございません。何とぞご理解をいただきますようお願い申し上げます。

「南房総」鋸山山頂駅　（鋸南町）

当行では、1974年より千葉県にゆかりのある画家の作品をカレンダーとしてご紹介しています。
上記は2024年のカレンダーに掲載した、千葉県在住の日本画家　勝又　優氏の作品です。

目次

株主の皆さまへ …… 2
招集ご通知 …… 3
株主総会参考書類…… 10
事業報告 …… 24
計算書類 …… 51
連結計算書類 …… 53
監査報告 …… 55

株主の皆さまへ

取締役頭取　**熊谷俊行**

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第118期定時株主総会を6月26日（水曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化といった構造変化に加え、サステナビリティへの意識の高まりやデジタル化の進展といった歴史的な構造転換により、変革が進むとともに、そのスピードも加速しております。さらには、コロナ禍を経た人々の行動様式や企業活動の変化を背景に、地域社会やお客さまの課題は、年々多様化・高度化しております。

このような環境のもと、当行グループは、2023年3月に迎えた創立80周年を契機に、あらためて存在意義や使命を見つめ直し、グループ全従業員の進むべき方向を明確化するため、企業理念を再定義するとともに、創立90周年に目指す姿として「お客さま満足度No.1のソーシャル・ソリューショングループ」を掲げ、社会価値と経済価値の両立をテーマとした長期ビジョンを策定いたしました。

2024年4月よりスタートした第20次中期経営計画は、長期ビジョンの実現に向けたフェーズ1の3年間と位置づけ、営業改革、人財改革、経営基盤改革の3つの改革に挑戦するとともに、オンリーワンの課題解決型営業を強化することで、企業価値の最大化を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

株 主 各 位

証券コード 8544
2024年6月4日
（電子提供措置の開始日2024年5月30日）
千葉市中央区富士見1丁目11番11号
株式会社 京葉銀行
取締役頭取 **熊谷 俊行**

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当行ウェブサイトに「第118期定時株主総会招集ご通知」及び「第118期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト
https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/sokai.html

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（京葉銀行）又は証券コード（8544）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご来場いただけない場合は、**インターネット又は書面等により事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、5ページから7ページのご案内に従って、2024年6月25日（火曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1 日　　時		**2024年6月26日(水曜日)　午前10時**(受付開始:午前9時)
2 場　　所		千葉市中央区千葉港5番45号　**当行千葉みなと本部2階αガーデンホール**
3 目的事項	報告事項	1. 第118期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件 2. 第118期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項	**第1号議案**　剰余金の処分の件 **第2号議案**　取締役7名選任の件 **第3号議案**　監査役2名選任の件

以　上

● 株主総会に関する留意事項

■ 電子提供措置事項のうち以下の事項につきましては、法令及び当行定款の定めに基づき、インターネット上の当行ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載しておりますので、お送りする書面には掲載しておりません。
①計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類及び連結計算書類に含まれております。

■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）に掲載させていただきます。

当行ウェブサイト　https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/sokai.html
東証ウェブサイト　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

議決権行使についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

インターネット等で議決権を行使される場合

6～7ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時10分入力完了分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時10分到着分まで

株主総会に出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会に出席される株主さまへのご案内

1. 株主総会の運営について

① **お土産の配布はございません。**
② 株主総会の模様につきましては、後日、当行ウェブサイトにて配信を予定しております。
③ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、当行ウェブサイトにてお知らせいたします。

当行ウェブサイト　https://www.keiyobank.co.jp/ir/investors/library/sokai.html

2. その他

当日当行では、軽装（クールビズ）で対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

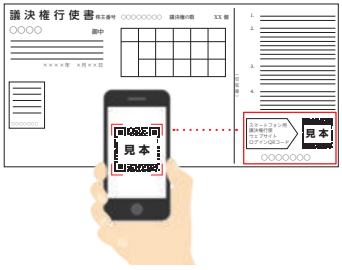

「スマート行使」でのスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ
株主名簿管理人　日本証券代行株式会社
代理人部　ウェブサポート専用ダイヤル
0120（707）743（フリーダイヤル）
受付時間　9:00～21:00（土曜、日曜、祝日も受付）

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 議決権行使ウェブサイト画面が開くので議決権行使方法を選んでください。

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイトhttps://www.e-sokai.jpへ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
詳しくは同封の「スマート行使」のご利用案内をご覧ください。

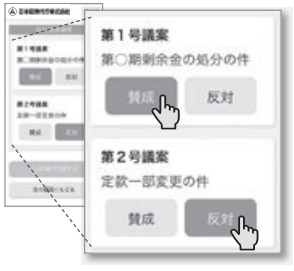

※上記画像はイメージです。
実際の画面とは異なります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.e-sokai.jp**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「次へすすむ」をクリック

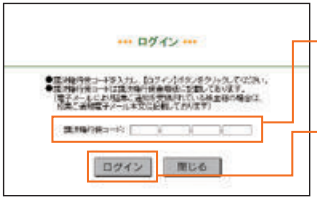

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

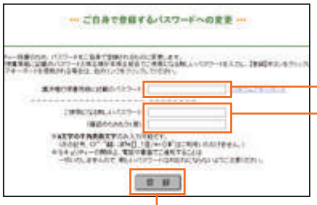

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン等のご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

ご注意事項

① 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

① 重複行使の取扱い

インターネットによる方法と議決権行使書面と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株主名簿管理人　日本証券代行株式会社
代理人部　ウェブサポート専用ダイヤル
0120（707）743（フリーダイヤル）
受付時間　9:00～21:00（土曜、日曜、祝日も受付）

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまにおかれましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

事前質問受付のご案内

株主総会の開催に先立ち、本総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。

つきましては、以下の受付期間及び質問入力方法等をご確認のうえ、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

●受付期間

2024年６月４日（火曜日）午前９時 ～ 2024年６月19日（水曜日）午後５時

●入力方法

① パソコン、タブレット端末、スマートフォンにて以下URLまたはQRコードを使い、事前質問受付サイトにアクセスしてください。

URL	https://v.sokai.jp/8544/2024/keiyobank/

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

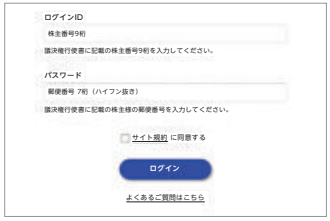

② ログインID及びパスワードを入力し、「ログイン」のボタンを押してください。

ログインID	議決権行使書用紙に記載のある株主番号（９桁）を半角数字で入力
パスワード	株主さまのご登録住所の郵便番号（７桁）をハイフン抜き、半角数字で入力

③ ログイン後「事前質問」より、カテゴリを選択し、200文字以内でご入力のうえ「送信」のボタンを押してください。

●留意事項

- ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ご質問は200文字以内とさせていただきます。
- 事前にいただいたご質問のうち、株主さまの関心の高いと思われるご質問については、株主総会当日にご回答させていただく予定です。
- ご質問をいただいた株主さまへ個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。
- 何らかの事情により事前質問の受け付けを中止する場合は、当行ウェブサイトにてお知らせいたします。
  (https://www.keiyobank.co.jp/ir/)
- ご利用いただく際の通信料金等は、各株主さまのご負担となります。

事前質問受付に関するお問い合わせ
京葉銀行　総務グループ　0120-367-300　受付時間：月～金　9：00～17：00

株主総会資料の電子提供制度と当行の対応について

会社法改正による株主総会資料の電子提供制度が導入されました。本年招集ご通知は、制度導入初年度の昨年同様、書面でお届けさせていただきましたが、次回以降の株主総会では、書面交付請求された株主さまを除き、通知書面と一部の資料をご送付する予定です。

引き続き株主総会資料を書面で受領されたい株主さまは、法令に定める基準日（2025年3月31日）までに「書面交付請求」のお手続きをお取りいただく必要があります。お手続き方法につきましては、下記へお問い合わせください。

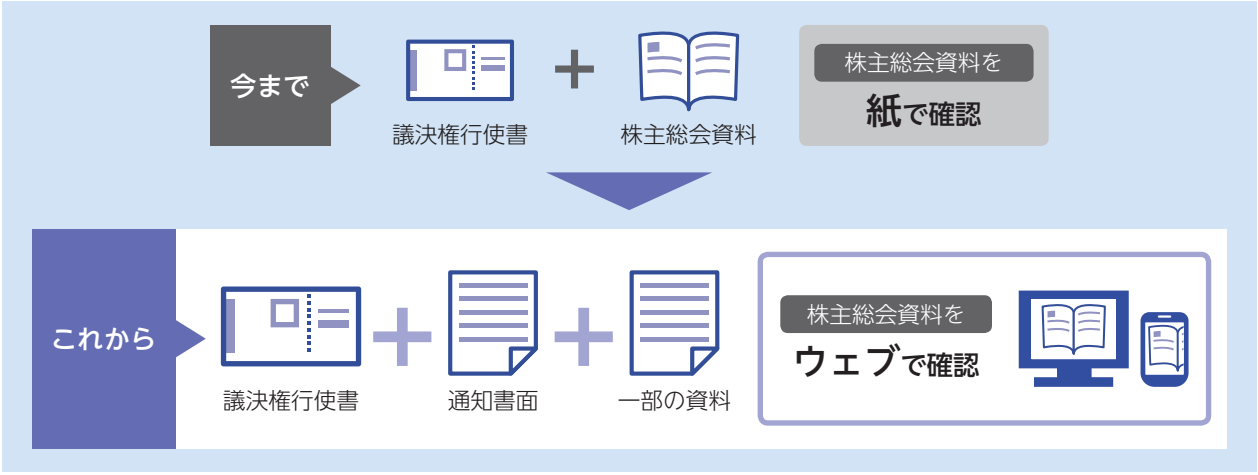

電子提供制度に関するお問い合わせ

日本証券代行　代理人部

フリーダイヤル

0120-252-455

受付時間

9:00～17:00

（土・日・祝日・年末年始を除く）

株主総会資料の電子提供制度について詳しくはこちら

https://www.jsa-hp.co.jp/name/procedure/company_law.html

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

銀行業としての公共性に鑑み、お客さまや地域社会からの信頼にお応えするため、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、ステークホルダーへの適切な配分を行うという基本方針のもと、以下のとおり当期の期末配当をいたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、お客さまへのサービス向上のための設備投資を行うとともに、経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

1．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式1株につき金12円50銭とし、配当総額は1,555,696,313円といたしたいと存じます。

なお、中間配当金として11円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき24円となり、前期の22円（うち創立80周年記念配当1円）と比較して2円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月27日といたしたいと存じます。

2．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	7,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	7,000,000,000円

第2号議案　取締役7名選任の件

取締役橋本　清、秋山　智、藤﨑一男、小坂裕巳、内村廣志、戸部知子及び上西京一郎の７氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位
1	藤田（ふじた）　剛（ごう）	新任	常務執行役員
2	藤﨑（ふじさき）　一男（かずお）	再任	取締役常務執行役員
3	國井（くにい）　智之（ともゆき）	新任	常務執行役員
4	山﨑（やまざき）　資郎（しろう）	新任	常務執行役員
5	内村（うちむら）　廣志（ひろし）	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）
6	戸部（とべ）　知子（ともこ）	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）
7	上西（うえにし）　京一郎（きょういちろう）	再任 社外 独立	取締役（社外取締役）

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者

社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

取締役候補者

候補者番号 1 **藤田 剛**（ふじた ごう）（1968年2月5日生） 新任

所有する当行の株式数 **14,400株**

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年 5月	当行入行
2010年10月	同我孫子支店長
2016年 6月	同市川支店長
2018年 6月	同経営企画部長
2020年 6月	同執行役員経営企画部長
2022年 6月	同常務執行役員（現任） 経営企画部、人事部 東京事務所担当

取締役候補者とした理由

市川支店長、経営企画部長、執行役員経営企画部長、常務執行役員等を歴任し培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2 **藤﨑 一男**（ふじさき かずお）（1963年7月21日生） 再任

所有する当行の株式数 **18,300株**

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1986年 5月	当行入行
2014年 6月	同経営企画部長兼経営企画グループリーダー
2016年 6月	同執行役員総務部長
2019年 6月	同常務執行役員
2020年 6月	同取締役常務執行役員（現任） 資金証券部、総務部担当

取締役候補者とした理由

経営企画部長、執行役員総務部長、常務執行役員等を歴任したほか、2020年6月より取締役常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3 くにい ともゆき **國井 智之**（1966年11月22日生） 新任

所有する当行の株式数 **12,000株**

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1989年 5月	当行入行
2007年 6月	同北小金支店長
2016年 6月	同融資部長
2019年 6月	同執行役員浦安支店長
2020年10月	同執行役員法人営業部長
2022年 6月	同常務執行役員（現任） 融資部担当

取締役候補者とした理由

融資部長、執行役員浦安支店長、執行役員法人営業部長、常務執行役員等を歴任し培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4 やまざき しろう **山﨑 資郎**（1968年11月17日生） 新任

所有する当行の株式数 **10,600株**

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1992年 5月	当行入行
2010年 4月	同東京支店副支店長
2018年 6月	同市川支店長
2019年 6月	同融資部長
2021年 6月	同執行役員本店営業部長
2023年 6月	同常務執行役員営業統括部長（現任） 営業統括部担当

取締役候補者とした理由

市川支店長、融資部長、執行役員本店営業部長、常務執行役員営業統括部長等を歴任し培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

内村 廣志（うちむら ひろし）（1950年4月15日生）

再任 社外 独立

所有する当行の株式数
500株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 4月	大蔵省入省
1993年 7月	同国際金融局調査課長
1999年 7月	金融監督庁　長官官房総務課長
2000年 7月	大蔵省　東海財務局長
2001年 7月	財務省　近畿財務局長
2004年 7月	同関東財務局長
2005年 9月	国土交通省　政策統括官
2006年 7月	社団法人第二地方銀行協会 （現一般社団法人第二地方銀行協会） 副会長・専務理事
2015年11月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 （現損害保険ジャパン株式会社） 法務部顧問
2016年 6月	当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大蔵省に入省し、東海、近畿、関東の各財務局長等の職務を通じて培ってきた金融全般における豊富な知識・経験を有しており、中長期的な経営戦略やコーポレートガバナンスの強化について有益な助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2015年10月まで副会長・専務理事を務めておられた一般社団法人第二地方銀行協会へ会費等の支払がありますが、2023年度の取引額は、同協会経常収益の1％未満であり、独立性に影響を与えるものではございません。

候補者番号 6

戸部 知子（とべ ともこ）（1957年1月19日生）

再任 社外 独立

所有する当行の株式数
0株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年	4月	千葉県庁入庁
2013年	4月	同商工労働部経済政策課長
2014年	4月	同商工労働部次長
2015年	4月	同生活安全・有害鳥獣担当部長
2016年	4月	同労働委員会事務局長
2017年	4月	日本赤十字社千葉県支部事務局長
2020年	6月	当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

千葉県及び日本赤十字社における職務を通じて培ってきた豊富な知識・経験を有しており、中長期的な経営戦略や地域振興分野への取り組みについて有益な助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2017年3月まで労働委員会事務局長等を務めておられた千葉県と当行の間には融資取引があり、当行から同県へ寄付を行っております。また、2020年3月まで千葉県支部事務局長を務めておられた日本赤十字社と当行の間には融資取引があり、当行から同社へ寄付を行っております。2023年度の取引額は、いずれも、当該取引先連結売上高又は経常収益の1％未満、当行連結業務粗利益の1％未満であり、独立性に影響を与えるものではございません。

候補者番号 **7** うえにしきょういちろう **上西京一郎**（1958年1月15日生） 再任 社外 独立

所有する当行の株式数
0株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月	株式会社オリエンタルランド入社
2001年 5月	同総務部秘書役
2003年 5月	同総務部長
2003年 6月	同取締役総務部長
2005年 5月	同取締役執行役員総務部長
2006年 4月	同取締役執行役員
2008年 4月	同取締役執行役員経営戦略本部長
2009年 4月	同代表取締役社長兼COO社長執行役員
2013年 4月	同代表取締役社長兼COO社長執行役員 経営戦略本部長・テーマパーク統括本部長
2013年10月	同代表取締役社長兼COO社長執行役員 経営戦略本部長
2014年 4月	同代表取締役社長兼COO社長執行役員
2021年 6月	同特別顧問（現任）
2022年 4月	株式会社みずほ銀行社外取締役 （監査等委員）（現任）
2022年 6月	当行社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）
株式会社オリエンタルランド特別顧問
株式会社みずほ銀行社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

株式会社オリエンタルランドの代表取締役社長兼C〇〇社長執行役員等を歴任し、企業経営者として長年培ってきた豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を有しており、中長期的な経営戦略やお客様本位の業務運営について有益な助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、社外取締役候補者といたしました。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2021年6月まで代表取締役社長兼C〇〇社長執行役員を務めておられた株式会社オリエンタルランドと当行の間には融資取引があり、当行から同社へ店舗賃借料等の支払がありますが、2023年度の取引額は、当該取引先連結売上高の1％未満、当行連結業務粗利益の1％未満であり、独立性に影響を与えるものではございません。

（注）1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 内村廣志、戸部知子及び上西京一郎の3氏は社外取締役候補者であります。なお当行は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の責任限定契約について
内村廣志、戸部知子及び上西京一郎の3氏が選任された場合、当行は3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当行は保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案　監査役2名選任の件

監査役稗田一浩及び岩原淳一の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	稗田（ひえだ）　一浩（かずひろ）　再任	監査役
2	岩原（いわはら）　淳一（じゅんいち）　再任　社外　独立	監査役（社外監査役）

再任　再任監査役候補者

社外　社外監査役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

監 査 役 候 補 者

候補者番号 1　稗田（ひえだ）　一浩（かずひろ）（1961年2月27日生）　再任

所有する当行の株式数
17,500株

略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）

1984年	5月	当行入行
2011年	6月	同本町支店長
2013年	6月	同個人融資部長
2014年	6月	同監査部長
2018年	6月	同リスク管理部長
2020年	6月	同常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

個人融資部長、監査部長、リスク管理部長等を歴任し培った幅広い知識と豊富な業務経験を有しております。その知識と経験を引き続き当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して監査役候補者といたしました。

候補者番号 2 **岩原 淳一**（いわはら じゅんいち）（1946年9月20日生）

再任 | 社外 | 独立

所有する当行の株式数
0株

略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）

1969年 9月	宮坂公認会計士事務所入所
1970年 4月	監査法人第一監査事務所（現ＥＹ新日本有限責任監査法人）入所
1973年 4月	公認会計士登録
1988年 1月	センチュリー監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監査法人）代表社員
2011年 7月	岩原公認会計士事務所設立（現任）
2020年 6月	当行社外監査役（現任）

社外監査役候補者とした理由

公認会計士として長年培ってきた財務及び会計に関する幅広い専門知識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を当行の経営に活かしていただくことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して社外監査役候補者といたしました。同氏の当行社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2011年6月までコンプライアンス室長等を務めておられた新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）へ会計監査報酬等の支払を行っておりますが、2023年度の取引額は、同法人収入の1％未満であり、独立性に影響を与えるものではございません。

（注）1. 監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩原淳一氏は社外監査役候補者であります。なお当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者の責任限定契約について
岩原淳一氏が選任された場合、当行は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当行は保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉スキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が承認された場合の各役員の専門性は、下記のとおりです。
なお、下記の一覧表は各取締役、監査役の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではございません。

	取締役						
氏　名 役　職	**熊谷　俊行** 取締役頭取 (代表取締役)	**市川　達史** 取締役専務執行役員 (代表取締役)	**藤田　剛** 取締役専務執行役員 (代表取締役)	**藤﨑　一男** 取締役 常務執行役員	**國井　智之** 取締役 常務執行役員	**山﨑　資郎** 取締役 常務執行役員	**秋山　勝貞** 取締役 (社外取締役)
企業経営 組織運営	●	●	●	●	●	●	●
金融 財務・会計	●	●	●	●	●	●	●
法務 リスクマネジメント	●	●	●	●	●	●	●
地域営業 地方創生	●	●	●		●	●	●
市場運用	●	●		●			●
IT デジタル	●	●					●

取締役の社外役員比率

40% (4名／10名)

監査役の社外役員比率

60% (3名／5名)

取締役の女性役員比率

10% (1名／10名)

	監査役							
	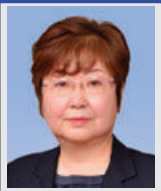						
内村　廣志 取締役 (社外取締役)	**戸部　知子** 取締役 (社外取締役)	**上西　京一郎** 取締役 (社外取締役)	**稗田　一浩** 常勤監査役	**尾池　伸一** 常勤監査役	**小野　功** 監査役 (社外監査役)	**花田　力** 監査役 (社外監査役)	**岩原　淳一** 監査役 (社外監査役)
●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●		●	
●							●
●					●		

●：企業経営　組織運営　●：金融　財務・会計　●：法務　リスクマネジメント　●：地域営業　地方創生　●：市場運用　●：IT　デジタル

〈ご参考〉社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役又は社外監査役は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）。
4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。
5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）。
   （1）上記1から4までに該当する者。
   （2）当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。
（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。
（注4）総議決権の10%以上を所有する株主。
（注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。
（注6）二親等内の親族。

以　上

第118期 事業報告 (2023年４月１日から2024年３月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

①主要な事業内容

当行は、千葉県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務、有価証券投資業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託代理店業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

②金融経済環境

2023年度の金融経済情勢を顧みますと、わが国経済は、物価上昇や海外経済の回復ペース鈍化の影響を受けつつも、賃上げによる所得環境改善や企業収益の改善による設備投資の持ち直し等により、緩やかな回復が続いております。

当行の営業基盤である千葉県経済においても、家計の消費活動は回復基調となり、県内景気は総じて緩やかに持ち直しました。

金融面においては、海外金利上昇を受け、長期金利は一時10年振りとなる0.97％を付けたものの、その後年度末にかけては0.7％台で推移しました。また、日本銀行はマイナス金利政策を解除するなど金融政策の正常化を発表しました。そのほか、日経平均株価は企業業績の回復期待から日本株式への資金流入が継続したことで、史上最高値を34年振りに更新し、一時4万1,000円台を付けるなど堅調に推移しました。

③事業の経過及び成果

京葉銀行グループは、2021年度よりスタートした第19次中期経営計画「α ACTION PLAN 2024 ～さらなる進化～」の最終年度にあたり、以下の施策に取り組んだ結果、目標としていた経営指標は概ね順調な実績となりました。

第19次中期経営計画　α ACTION PLAN 2024 ～さらなる進化～

計画期間　●2021年4月～2024年3月（3年間）

3つの基本戦略

基本戦略① **課題解決型営業の強化**	基本戦略② **生産性の向上と人財の育成**	基本戦略③ **経営基盤の強化**
地域社会やお客さまの課題を発掘し、解決策の提示と実行支援に取り組む営業を強化します。	デジタルを活用し、当行とお客さま双方の生産性向上を図るとともに、課題解決を行うための人財を育成します。	リスクとコストを適切にコントロールすることで、経営基盤を強化し地域とともに持続的な成長を目指します。

経営指標の目標と実績

経営指標	目標	実績
親会社株主に帰属する当期純利益	80億円	108億円
自己資本比率（連結）	11%程度	10.66%
OHR（単体）	60%台	63.79%

【課題解決型営業の強化】

アフターコロナへ移行し、地域経済が正常化に向かう中、引き続きお客さまの資金繰り支援を徹底するとともに、原材料価格の高止まりや人手不足の影響が顕在化するお客さまの課題解決に取り組みました。

法人のお客さまに対しては、コスト上昇による収益性の悪化などに対応すべく、経営改善計画策定支援へ積極的に取り組んだほか、キャッシュフロー改善を目的に借入のリバランスを図るなど、融資スキームの拡充を行いました。また、深刻な社会課題である後継者不足に対応すべく、子会社である京葉銀キャピタル＆コンサルティングと連携し、「事業承継ファンド」を活用したハンズオン支援(注)を行ったほか、千葉県などと「千葉県副業人材マッチング支援事業」に係る連携協定を締結し、人材不足に関する課題解決にも取り組みました。

個人のお客さまに対しては、お一人おひとりのライフプランに合った質の高いコンサルティングを実践するため、マーケット情報やライフプランシミュレーションをご提供する資産運用提案ツールを新た

に導入しました。また、新NISAの開始により一層高まる長期・積立・分散投資へのニーズにお応えすべく、つみたて投資枠専用ファンドのラインナップを拡充しました。

（注）ハンズオン支援：ファンドなどの出資者が投資先の経営に直接参画し、事業の成長を目指した支援。

【生産性の向上と人財の育成】

お客さまの業務効率化や生産性向上を図るため、紙・押印を基本とした業務フローの見直しやICTツール(注1)導入によるDX体制の整備、業務システム構築の内製化など、お客さまのデジタル化を伴走支援しました。

また、高齢者の移動手段確保やバスなどの運転手不足といった地域社会の課題解決を図るため、横芝光町が行う自動運転技術を活用した実証実験を支援しました。2月より自動運転バスの通年運行が開始となり、持続可能な公共交通の維持を図るとともに、デジタル田園都市国家構想(注2)に基づくスマートシティ実現に取り組みました。

さらに、中長期的なデジタル戦略に沿い、7月に企業内大学「POLE STAR Academy」を開校しました。全行員のデジタルリテラシー向上と、より高度なプロフェッショナル人財の育成を進めております。

（注1）ICTツール：情報通信技術（Information and Communications Technology）を活用して日常業務などのサポートを行うシステムやアプリケーション。

（注2）デジタル田園都市国家構想：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室との連携のもと、デジタル庁が推進する「心ゆたかな暮らし」（Well - Being）と「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）を実現していく構想。

【経営基盤の強化】

外部連携の強化としては、2021年8月に締結した、りそなホールディングスとの戦略的業務提携において、デジタル・ソリューション・人財育成の3つの分野で、相互に情報・ノウハウを活用し、地域の皆さまに最適なソリューションをお届けすることを目指しています。当年度は、人的資本経営やダイバーシティへの関心の高まりを受け、女性の営業職及び管理職同士の座談会を実施し、女性活躍推進に向けた人財交流を行ったほか、シンジケートローンの共同組成や商談会の共催などに取り組みました。

また、自然災害発生時などに千葉駅周辺の路上等で被災した外出者へ一時的に身の安全を確保できる場所を提供するため、千葉市と「一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定」を締結しました。

【当期の概要】

預　　金

　預金は、前期比1,507億円増加し5兆4,536億円となりました。このうち、個人預金は985億円増加し4兆3,148億円となり、預金全体に占める割合も79.1％となっております。

預金残高　【単位：億円】

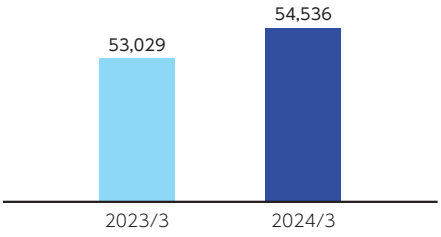

貸 出 金

　貸出金は、前期比1,236億円増加し4兆2,114億円となりました。このうち、個人及び中小企業に対する残高は、前期比703億円増加し3兆3,477億円となり、貸出金全体に占める割合は79.4％となっております。

貸出金残高　【単位：億円】

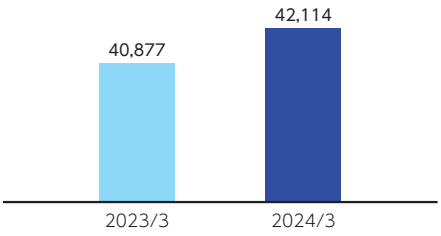

有価証券

　有価証券は、金利上昇に対応しポートフォリオの改善を進めたことや、株価上昇に伴う株式の評価額の増加により、前期比408億円増加し1兆1,574億円となりました。

有価証券残高　【単位：億円】

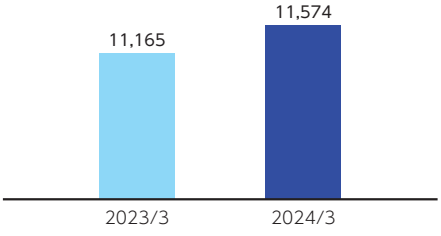

経営成績

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金等を中心とする資金運用収益や役務取引等収益に加え、国債等債券売却益や株式等売却益の増加により、前期比45億75百万円増加し691億97百万円となりました。

経常費用は、国債等債券売却損や株式等売却損並びに貸倒引当金繰入額の増加により、前期比40億19百万円増加し538億43百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比5億56百万円増加し153億53百万円、当期純利益は4億64百万円増加し108億1百万円となりました。

当期純利益　【単位：百万円】

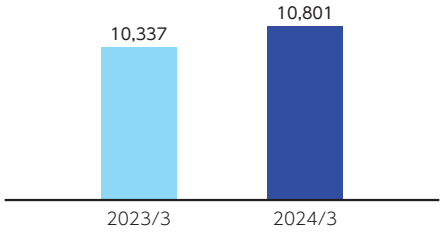

店　　舗

2024年3月末において店舗数は、122カ店となっております。店舗外ATMについては、2024年3月末において、126カ所となっております。

また、多様化する資産運用ニーズにワンストップでお応えする、「京葉銀行SBIマネープラザ」（SBIマネープラザ株式会社との共同店舗）の店舗数は、2024年3月末において、2カ店となっております。

④当行が対処すべき課題

環境変化が激しく将来の予測が難しい時代にあって、当行グループが持続的な成長と企業価値の向上を実現していくため、2023年3月に迎えた創立80周年を契機に、あらためて当行グループの存在意義や使命を見つめ直し、企業理念を再定義するとともに、創立90周年に目指す姿である長期ビジョンと、その実現に向けた第20次中期経営計画を策定しました。

【企業理念】

企業理念は、「プラスαの価値を提供し、地域の豊かな未来をともに築く」と再定義し、グループ全従業員の進むべき方向を合わせていくため、判断に迷う時の羅針盤として明確化しました。

企業理念を実現するために大切にする価値観として、「お客さま第一」、「挑戦と成長」、「チームワーク」の3つを定め、ステークホルダーの皆さまとのエンゲージメント向上と企業価値の向上へ繋げてまいります。

京葉銀行グループ企業理念

プラス α の価値を提供し、地域の豊かな未来をともに築く

私たちが大切にする価値観

お客さま第一
すべての原点は
「お客さまのために」

挑戦と成長
たゆまぬ挑戦で
「成長を喜びに」

チームワーク
風通しの良い組織で
「多様性を力に」

【長期ビジョン】

社会におけるサステナビリティへの意識の高まりを背景に、社会課題の解決が企業の持続可能性や事業機会に直結する時代へと突入しています。今回策定した長期ビジョンでは、金利のある世界の到来、労働力の流動化といった、機会と脅威の変化も捉えつつ、次世代勘定系システムの稼働や営業現場の人財強化など、これまで積み上げてきた「経営資源の次世代化」を図り、社会課題の解決を起点にプラスαの価値を提供する「お客さま満足度No.1のソーシャル・ソリューショングループ」を目指してまいります。

【中期経営計画】

第20次中期経営計画は、長期ビジョンのフェーズ1として、社会課題の解決力強化に向けた、成長エンジンの再構築を図る3年間と位置づけ、4つの基本戦略を推進します。また、ターゲットとして、財務KPIとサステナビリティKPIを設定し、これらのKPIを実現することで、社会価値と経済価値の両立による企業価値の最大化を目指してまいります。

(4つの基本戦略)

① オンリーワンの課題解決型営業

地域の豊かな未来の実現に向け、当行グループ内外の連携を強化し、ソリューション提供をワンストップで行う体制を整備し、さらに魅力のある街づくりに貢献してまいります。

法人のお客さまに対しては、経営計画策定や事業承継・M&A、ビジネスマッチングなど、川上から川下まで一貫した総合金融サービスを提供することで、お客さまの持続的成長をサポートしてまいります。

個人のお客さまに対しては、年金や相続の相談会を拡大するとともに、金融経済教育に積極的に取り組むことでお客さま接点を強化してまいります。また、人生100年時代を踏まえたきめ細かいコンサルティングを拡充することで、お一人おひとりに最適なライフプランを提供し、お客さまの夢の実現をサポートしてまいります。

② 営業改革

多様化かつ高度化するお客さまの課題に対し、より専門的・効率的な営業体制の構築を図るため、法人営業と個人営業の分業化を進めてまいります。併せて、事務と営業の分離に取り組むことで、営業人員を大幅に増強し、営業店をより一層お客さまの課題を解決する場へと転換してまいります。

また、りそなホールディングスとの連携施策である新アプリを稼働させるなど、デジタル接点におけるアクティブユーザーの増加を図るとともに、データ基盤の再構築やコールセンターの拡充など、データの利活用に向けたインフラ整備を進め、リアルとデジタルを融合した最適なソリューションを提供してまいります。

③ 人財改革

行員一人ひとりの自主性を尊重し、目指すキャリアへ挑戦できる環境を整備するなど、プロフェッショナル人財の育成や挑戦する企業風土の醸成に取り組んでまいります。

また、多様性を力に変えるべく、職位や年齢、性別の区別なく、誰もが活躍できる環境整備にも取り組んでまいります。特に、女性の活躍は当行グループにおける重点課題であり、この分野におけるリーディングカンパニーを目指し、女性のキャリアアップ支援を強化してまいります。

④ 経営基盤改革

貸出や有価証券運用等の業務において、適切なリスクテイクによって収益性の向上を図ることに加え、財務の健全性を維持しつつ、政策保有株式の縮減を着実に進めるなど、資本効率の向上や株主還元の拡充等により、当行グループの企業価値向上に努めてまいります。また、持続可能な社会の実現に、より一層貢献するため、ESG関連投融資目標として2030年度までの10年間の実行目標を、従来の7，000

億円から2倍となる1兆4，000億円としました。脱炭素社会に向け、ファイナンスに留まらないお客さま向けの支援や当行グループのCO_2排出量削減等にも積極的に取り組んでまいります。

こうした取り組みのもと、長期ビジョン及び第20次中期経営計画で掲げた財務KPIとサステナビリティKPIの目標達成を目指してまいります。全てのステークホルダーの皆さまからの信頼、ご期待にお応えできるよう、京葉銀行グループの役職員一同全力を尽くしてまいりますので、株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【計数計画】

			中計目標（2026年度）	長期目標（2032年度）
財務KPI	資本効率性	連結ROE*1	4%	6%
	収益性	連結当期純利益	120億円	200億円
	健全性	連結自己資本比率	10%台	10%台
サステナビリティKPI	地域経済・社会	ビジネスマッチング件数	4,000件	—
		経営計画策定サポート先数*2	1,200先	—
		事業承継ソリューション件数*3	500件	—
		地域共創ソリューション件数*4	400件	—
		預かり資産残高	6,500億円	—
		相続関連商品成約件数*5	2,000件	—
	ダイバーシティ&インクルージョン	従業員エンゲージメント*6	80%以上を維持	—
		女性管理職比率	12%	30%
	環境保全	ESG投融資実行額*7 うち環境分野向け	—	2030年度目標 14,000億円 7,000億円
		CO_2排出量削減率*8	—	2030年度目標 50%削減

*1 株主資本ベース
*2 経営改善計画を含む経営計画策定支援先数
*3 事業承継、M&Aの支援件数
*4 産学連携、企業誘致などのソリューション提供件数
*5 遺言信託、資産整理、家族信託などの成約件数
*6 従業員エンゲージメント調査にて「当行で働くことに満足」と評価した行員の比率
*7 環境分野向け、医療・介護分野向け投融資等、ESGに資する投融資における2021年度からの累積実行額
※目標を7,000億円から14,000億円に上方修正し、環境分野向けを新設
*8 2013年度比

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預金	4,929,715	5,145,984	5,302,924	**5,453,668**
定期性預金	1,739,085	1,745,493	1,715,798	**1,668,576**
その他	3,190,629	3,400,490	3,587,125	**3,785,091**
貸出金	3,875,676	3,898,706	4,087,773	**4,211,423**
個人向け	1,687,695	1,740,215	1,767,192	**1,772,696**
中小企業向け	1,423,631	1,436,101	1,510,179	**1,575,072**
その他	764,349	722,389	810,401	**863,654**
商品有価証券	3,656	3,406	3,129	**3,034**
有価証券	1,045,707	1,152,637	1,116,547	**1,157,432**
国債	529,442	549,919	518,512	**499,769**
その他	516,265	602,717	598,035	**657,662**
総資産	5,547,300	6,897,520	6,567,877	**6,532,697**
内国為替取扱高	14,190,346	14,430,380	14,578,544	**15,774,802**
外国為替取扱高	百万ドル 210	百万ドル 222	百万ドル 267	**百万ドル 247**
経常利益	11,584	15,789	14,796	**15,353**
当期純利益	7,358	11,081	10,337	**10,801**
1株当たり当期純利益	56円32銭	86円02銭	81円39銭	**86円49銭**

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	1,863人
平均年齢	40年0月
平均勤続年数	17年6月
平均給与月額	409千円

(注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数

	当年度末	
	店	うち出張所
千葉県	119	(2)
東京都	3	(－)
合計	122	(2)

(注) 1. 千葉県内119店には、インターネット支店（1カ店)、店舗内店舗方式で移転した布佐支店、佐倉山王出張所、西千葉支店、藤崎支店、大久保支店、五香出張所、誉田支店を、東京都内3店には、店舗内店舗方式で移転した品川支店を含んでおります。
2. 上記のほか、両替出張所及び店舗外ATMを以下のとおり設置しております。

	当年度末
両替出張所	2カ所
店舗外ATM	126カ所

ロ　1．当年度新設営業所
該当ございません。
2．当年度廃止営業所
該当ございません。

(注) 当年度において、店舗外ATMを1カ所廃止いたしました。

ハ　銀行代理業者の一覧
該当ございません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	4,577

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
ソフトウェア	2,502
店舗投資等	933
事務機器投資等	1,141

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当ございません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
			百万円	%	
株式会社京葉銀キャピタル＆コンサルティング	千葉市中央区千葉港5番45号	ファンド運営業務、M&A業務及びコンサルティング業務	50	100	－
株式会社京葉銀カード	千葉市中央区本町3丁目2番6号	クレジットカード業務、金銭の貸付並びに信用保証業務他	50	5	－
株式会社京葉銀保証サービス	千葉市中央区富士見1丁目11番11号	住宅ローンを中心とする個人ローンの保証業務及び不動産の調査業務	30	5	－

(注) 連結される子会社及び子法人等は上記３社であり、持分法適用会社は該当ございません。
当期の連結経常収益は70,215百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は10,878百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1．第二地銀協地銀37行と都市銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金・信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
2．第二地銀協地銀37行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
3．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。
4．当行、株式会社千葉銀行、株式会社千葉興業銀行、6信用金庫、農林中央金庫千葉支店、中央労働金庫、3信用組合及び千葉県内の農業協同組合との提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5．株式会社イーネット及び株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ビューカードとの提携により、コンビニエンスストア、ショッピングセンター、駅等に設置された現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。
6．株式会社りそなホールディングスとの間で戦略的業務提携に関する協定を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（2023年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
熊　谷　俊　行	取締役頭取（代表取締役）　監査部		
橋　本　　清	取締役副頭取（代表取締役）　リスク管理部 資産査定室 お客様相談室 秘書室		
秋　山　　智	取締役 専務執行役員　営業全般 法人営業部		
市　川　達　史	取締役 常務執行役員　事務統括部 システム部		
藤　﨑　一　男	取締役 常務執行役員　資金証券部 総務部		
小　坂　裕　巳	取締役 常務執行役員　営業企画部 個人営業部 デジタルビジネス推進部		
秋　山　勝　貞	取締役　（社外取締役）		
内　村　廣　志	取締役　（社外取締役）		
戸　部　知　子	取締役　（社外取締役）		
上　西　京一郎	取締役　（社外取締役）	株式会社オリエンタルランド 特別顧問 株式会社みずほ銀行 社外取締役（監査等委員）	
稗　田　一　浩	常勤監査役		
尾　池　伸　一	常勤監査役		
小　野　　功	監査役　（社外監査役）	株式会社日立ソリューションズ 名誉相談役	
花　田　　力	監査役　（社外監査役）	京成電鉄株式会社　相談役 株式会社オリエンタルランド 社外取締役	
岩　原　淳　一	監査役　（社外監査役）		

（注）1. 当行は、社外取締役秋山勝貞氏、内村廣志氏、戸部知子氏、上西京一郎氏及び社外監査役小野　功氏、花田　力氏、岩原淳一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
2. 社外監査役岩原淳一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（ご参考）当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

（2023年度末現在）

氏　名	地　位	担　当
國　井　智　之	常務執行役員	融資部
藤　田　　剛	常務執行役員	経営企画部　人事部　東京事務所
山　﨑　資　郎	常務執行役員	営業統括部
吉　田　　稔	執　行　役　員	法人営業部長
須　場　泰　彦	執　行　役　員	システム部長兼事務センター所長
牛　川　秀　明	執　行　役　員	成田支店長
渡　辺　聡　子	執　行　役　員	人事部長
松　木　誠一郎	執　行　役　員	営業企画部長
喜多見　　貴	執　行　役　員	リスク管理部長
深　山　孝　夫	執　行　役　員	経営企画部長
笹　川　　証	執　行　役　員	資金証券部長
田　中　　智	執　行　役　員	本店営業部長
福　田　昭　浩	執　行　役　員	船橋支店長

（2）会社役員に対する報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2021年５月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬等諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬等諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

＜取締役等の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針＞

1．役員報酬の基本的な考え方

〇当行の経営方針の実現に資する役員報酬とするべく、報酬基本方針を以下のとおり定める。

・地域の実体経済の活性化を創造し、当行の利益ある成長と地域社会の発展を両立する。

・健全なインセンティブを機能させ持続的かつ安定的な企業価値の向上に資する優秀な人材の確保・維持を図る。

・客観性及び透明性のある決定プロセスで、ステークホルダーへの説明責任を果たす。

2．報酬等の決定に関するガバナンス

〇取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬等諮問委員会を設置し、別に定める「指名報酬等諮問委員会規定」に基づき、下記事項について審議・協議を行ったうえで、取締役会が同委員会からの助言・報告を踏まえて決定する。

・取締役・監査役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項

・役員報酬に関する基本方針、取締役報酬規定等に関する事項

・各取締役の報酬に関する事項

〇各監査役に対する報酬は、監査役の協議によって決定する。

3．報酬水準

〇役員報酬の水準は、当行の経営環境及び同業他社の水準等を調査・分析したうえで、報酬基本方針に基づき決定する。

4．報酬構成

(1) 社外取締役を除く取締役

〇社外取締役を除く取締役の報酬は、金銭報酬として「基本報酬」「賞与」及び非金銭報酬として「業績連動型株式報酬」で構成する。

〇「基本報酬」は、役職位ごとの職責や役割に応じて支給する月額固定報酬とする。支給は、在任中毎月定期的に支払う。

〇「賞与」は、各事業年度の業績等を勘案し、当該年度末に在籍した取締役に対して原則として年１回支給する。賞与は、株主重視の経営意識を高めるため各事業年度の経営活動を反映する当期純利益の対前年度増減率を指標に採用し、指名報酬等諮問委員会の審議を経て、取締役会にて支給額を決定する。

〇「業績連動型株式報酬」は、経営戦略と報酬戦略を紐づけすることで、報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期に継続した業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を高めることを目的に、「株式交付規定」に基づき年１回ポイントを付与し、退任後に株式を交付する。業績連動指標は、本業の収益力、効率性、健全性及び株価指数を採用し、中期経営計画の目標に対する達成度合で株式交付ポイントが変動する。

なお、取締役の職務に関し重大な違反があった者等については、付与済みの株式交付ポイントの没収若しくは交付済の株式等相当額の返還を請求できるものとする。

〇報酬構成割合は、基本報酬：賞与：業績連動型株式報酬の支給割合を概ね60：20：20とし、個々人の報酬総額の決定は上記３項目の各々の報酬額の合計となる。

(2) 社外取締役及び監査役

〇社外取締役及び監査役の報酬は、それぞれの役割や独立性の確保のため、すべて固定報酬とする。支給は、在任中に毎月定期的に支払う。

＜取締役等の報酬体系＞

基本報酬	賞　与	業績連動型株式報酬
金銭報酬		非金銭報酬 ※
業績非連動	短期業績連動	中長期業績連動

※ 非金銭報酬には、当行株式の換価処分相当額の金銭を含みます。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	
			基本報酬	賞　与	非金銭報酬
取　締　役	10名	281	162	65	54
監　査　役	5名	53	53	―	―
計	15名	335	215	65	54

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 賞与の金額は、当事業年度の役員賞与引当金繰入額を記載しております。また、賞与の金額決定に係る指標である当期純利益（単体）の当事業年度の実績は108億1百万円です。
3. 非金銭報酬は、業績連動型株式報酬に基づく費用計上額を記載しております。なお、業績連動型株式報酬に係る業績連動指標の当事業年度の実績（単体）は、コア業務純益195億53百万円、OHR63.79％、自己資本比率10.64％、当行株価762円です。
4. 2011年6月29日開催の第105期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額480百万円以内、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は15名、監査役の員数は5名です。
5. 上記の報酬限度額とは別に、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会において、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠を廃止し、社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額について、連続する3事業年度からなる対象期間ごとに440百万円（但し、2022年3月末日で終了する事業年度から2024年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度は、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置分の300百万円を含む740百万円）として決議いただいております。また、付与される株式数の上限として、1事業年度ごとに353,000株（但し、2022年3月末日で終了する事業年度は、株式報酬型ストック・オプションからの移行措置分の498,600株を上限として別途付与）としております。当該株主総会終結時の員数は、社外取締役を除く取締役6名、執行役員10名です。
6. 取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役その他第三者への委任は行っておりません。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
秋　山　勝　貞 （社外取締役）	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
内　村　廣　志 （社外取締役）	
戸　部　知　子 （社外取締役）	
上　西　京一郎 （社外取締役）	
小　野　　功 （社外監査役）	
花　田　　力 （社外監査役）	
岩　原　淳　一 （社外監査役）	

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	契約の内容の概要
当行取締役、監査役及び執行役員	当行は、保険会社との間で、当行の取締役、監査役及び執行役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当行が負担しております。 当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が塡補するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。契約は1年毎に更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
秋山　勝貞 （社外取締役）	－
内村　廣志 （社外取締役）	－
戸部　知子 （社外取締役）	－
上西　京一郎 （社外取締役）	株式会社オリエンタルランド　特別顧問 株式会社みずほ銀行　社外取締役（監査等委員）
小野　功 （社外監査役）	株式会社日立ソリューションズ　名誉相談役
花田　力 （社外監査役）	京成電鉄株式会社　相談役 株式会社オリエンタルランド　社外取締役
岩原　淳一 （社外監査役）	－

（注）1. 社外取締役上西京一郎氏が兼職しております株式会社オリエンタルランドとの間において、貸出金等の取引があります。
2. 社外監査役小野　功氏が兼職しております株式会社日立ソリューションズの親会社である株式会社日立製作所との間において、貸出金等の取引があります。
3. 社外監査役花田　力氏が兼職しております京成電鉄株式会社及び株式会社オリエンタルランドとの間において、貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
秋山　勝貞 （社外取締役）	8年9カ月	当期開催の取締役会13回のうち、13回に出席しております。 （出席率100%）	金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、中長期的な経営戦略やコーポレートガバナンスの強化等について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
内村　廣志 (社外取締役)	7年9カ月	当期開催の取締役会13回のうち、13回に出席しております。(出席率100%)	金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、中長期的な経営戦略やコーポレートガバナンスの強化等について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。
戸部　知子 (社外取締役)	3年9カ月	当期開催の取締役会13回のうち、12回に出席しております。(出席率92.30%)	地方自治における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、中長期的な経営戦略や地域振興分野への取り組み等について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。
上西　京一郎 (社外取締役)	1年9カ月	当期開催の取締役会13回のうち、13回に出席しております。(出席率100%)	企業経営者として長年培ってきた豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、中長期的な経営戦略やお客様本位の業務運営について有益な助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。指名報酬等諮問委員会においても適切な意見を適宜述べるなど高い監督機能を発揮しております。
小野　　功 (社外監査役)	9年9カ月	当期開催の取締役会13回のうち、13回に出席しております。(出席率100%) また、監査役会14回のうち、14回に出席しております。(出席率100%)	豊富な金融関係のIT専門知識及び監査役としての経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
花田　　力 (社外監査役)	5年9カ月	当期開催の取締役会13回のうち、13回に出席しております。(出席率100%) また、監査役会14回のうち、14回に出席しております。(出席率100%)	企業経営における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
岩原　淳一 (社外監査役)	3年9カ月	当期開催の取締役会13回のうち、13回に出席しております。(出席率100%) また、監査役会14回のうち、14回に出席しております。(出席率100%)	財務及び会計に関する幅広い専門知識と豊富な経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 小野　功氏は、上記のほか2006年6月から2010年6月まで4年間、社外監査役として在任しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	31	−

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　395,014千株

発行済株式の総数　131,427千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

18,429名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	10,250千株	8.23%
株式会社千葉銀行	6,106	4.90
京葉銀行職員持株会	4,277	3.43
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,212	3.38
住友生命保険相互会社	3,561	2.86
損害保険ジャパン株式会社	3,378	2.71
千葉県民共済生活協同組合	3,100	2.49
三井住友海上火災保険株式会社	3,007	2.41
明治安田生命保険相互会社	2,969	2.38
住友不動産株式会社	2,509	2.01

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（6,972千株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
なお自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当行株式（1,046千株）は含まれておりません。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として当行役員に対し交付した株式の状況

該当ございません。

(5) その他株式に関する重要な事項

自己株式の消却

当行は、会社法第178条の規定に基づき、2023年11月7日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類	普通株式
消却した株式の総数	2,500千株
消却した日	2024年1月31日

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当ございません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ございません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人 指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大 村 真 敏 指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　山 中 尚 平	(監査証明業務) 65 (非監査業務) ―	(報酬等について監査役会が同意した理由) 注2

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記当該事業年度に係る報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。
4. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は65百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

〈会計監査人の解任又は不再任の決定の方針〉

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また上記のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等を勘案し、会計監査人の解任又は不再任が必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

8 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当行は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「行動規範」を明文化するとともに、「コンプライアンス規定」を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。また、当行の企業倫理を実践するため、全役職員が日常生活・業務行動におけるコンプライアンスの手引書を指針として活用し、コンプライアンス体制の実効性の向上に努める。

②代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署をリスク管理部に置き、コンプライアンス体制を整備する。

③コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」は、年度毎に策定し、取締役会の承認を得て、その実施状況について、取締役会に定期的に報告を行う。

④役職員の法令等に違反する行為を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン規定」を制定し、適切な運用を図る。

⑤市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を遮断する。

⑥他の部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス態勢等の適切性及び有効性について内部監査を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報については、行内規定に則り、適切な保存及び管理を行う。

②取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①「リスク管理基本規定」をはじめとする各種リスク管理規定を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。

②各種リスク毎の管理担当部署及び当行全体のリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
③内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性について、独立した立場から監査を行う。
④大規模災害等のリスク発生時の対応等を、「緊急時対策規定」及び各種マニュアルに定め、必要に応じて訓練を実施する。
⑤取締役会は、定期的にリスク管理に関する報告を受け、必要な決定を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は経営計画のほか、事業年度毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確にし、業務運営及び業績管理を行う。
②迅速な意思決定と、慎重な審議を行うため、取締役等で構成する「経営会議」を設置する。
③執行役員制度を設け、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化・効率化を図る。
④各部門の担当職務及びその権限を明確にするため、「業務分掌規定」等を制定し、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

(5) 当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当行並びにその子会社から成る企業集団（以下「京葉銀行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、「関係会社管理規定」を制定するとともに、子会社各社（以下「グループ各社」という。）に対し、必要に応じて、取締役及び監査役を派遣する。
②グループ各社から当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制を整備し、一体的な経営管理を行う。
③当行からグループ各社へ必要な指導・助言を行う体制を整備し、京葉銀行グループが効率的な業務運営を確保できる体制を構築する。
④当行及びグループ各社は、グループ間の取引にあたり、銀行法の定めるアームズレングスルールをはじめ各法令等を遵守する。
⑤グループ各社のコンプライアンス及びリスク管理等の体制構築につき指導・監督を行うとともに、当行の内部監査部門がグループ各社への内部監査を実施し、京葉銀行グループ全体として、業務の適正が確保されるよう努める。
⑥「財務報告に係る内部統制規定」を制定し、京葉銀行グループにおける財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役室に監査役補助者を配置するとともに、監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保する。
②監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
②グループ各社の取締役、監査役及び使用人、又は、これらの者から報告を受けた者は、当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項について、直ちに監査役に報告する。
③監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
④監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、代表取締役及び内部監査部門、会計監査人等と定期的な会合をもち、意見交換を行う。
②監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
③監査役が職務の執行について生ずる費用についてあらかじめ予算を設けるとともに、監査役よりその職務の遂行上必要な費用の請求を受けたときは、速やかにこれを支払う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、実効性の高い監督を行うため、取締役会を13回開催しました。また、取締役会が効率的に行われることを補佐するため、取締役会決議事項の協議、その他行内規定に定めた重要事項を決定する経営会議を29回開催したほか、リスク管理委員会（12回）、ALM委員会（13回）、コンプライアンス委員会（12回）等を開催しました。

(2) リスク管理体制

リスク管理基本規定や各種リスク管理規定に従い、リスク管理委員会でリスク全般に関する事項について状況の把握と改善策の検討を行ったほか、ALM委員会では、リスクを極小化し収益を極大化すべく、資産・負債の総合管理について検討を行いました。

(3) コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会で進捗状況や今後の対応について協議（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況や反社会的勢力等との取引の遮断等についてコンプライアンス委員会において協議（7回）し、その内容を取締役会に報告しました。

(4) 京葉銀行グループにおける業務の適正の確保

統括部署である経営企画部は、グループ各社より適時・適切に業務状況等について報告を受け、一体的な経営管理を行っています。また、京葉銀行グループ全体として業務の適正が確保されるよう、当行の内部監査部門がグループ各社への監査を実施し、その内容を取締役会に報告しました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役は、内部監査の実施状況について内部監査部門より報告を受けているほか、情報交換を毎月行っています。また、監査役と会計監査人及び内部監査部門は、それぞれの監査計画及び実施状況等について定期的に意見を交換するなど、監査の実効性を高めています。

9 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11 会計参与に関する事項

該当ございません。

12 その他

該当ございません。

第118期末（2024年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
現金預け金	**1,046,949**
現金	31,892
預け金	1,015,057
コールローン	**523**
商品有価証券	**3,034**
商品地方債	3,034
金銭の信託	**3,020**
有価証券	**1,157,432**
国債	499,769
地方債	182,879
社債	89,580
株式	124,244
その他の証券	260,958
貸出金	**4,211,423**
割引手形	5,774
手形貸付	20,439
証書貸付	4,010,377
当座貸越	174,832
外国為替	**2,926**
外国他店預け	2,926
その他資産	**38,855**
前払費用	82
未収収益	3,768
金融派生商品	25
その他の資産	34,979
有形固定資産	**56,522**
建物	20,809
土地	30,693
建設仮勘定	640
その他の有形固定資産	4,378
無形固定資産	**18,488**
ソフトウェア	1,695
ソフトウェア仮勘定	16,626
その他の無形固定資産	166
前払年金費用	**3,566**
支払承諾見返	**3,454**
貸倒引当金	**△13,501**
資産の部合計	**6,532,697**

科　目	金　額
負債の部	
預金	**5,453,668**
当座預金	81,299
普通預金	3,538,265
貯蓄預金	142,933
通知預金	5,782
定期預金	1,668,576
その他の預金	16,809
債券貸借取引受入担保金	**454,464**
借用金	**283,200**
借入金	283,200
外国為替	**231**
売渡外国為替	11
未払外国為替	220
その他負債	**10,087**
未決済為替借	5
未払法人税等	1,289
未払費用	1,293
前受収益	644
金融派生商品	375
その他の負債	6,478
賞与引当金	**1,410**
役員賞与引当金	**65**
退職給付引当金	**805**
株式給付引当金	**422**
睡眠預金払戻損失引当金	**118**
偶発損失引当金	**1,035**
繰延税金負債	**2,666**
再評価に係る繰延税金負債	**4,570**
支払承諾	**3,454**
負債の部合計	**6,216,201**
純資産の部	
資本金	**49,759**
資本剰余金	**39,704**
資本準備金	39,704
利益剰余金	**194,379**
利益準備金	10,055
その他利益剰余金	184,324
別途積立金	169,720
繰越利益剰余金	14,604
自己株式	**△6,052**
株主資本合計	**277,791**
その他有価証券評価差額金	**31,663**
土地再評価差額金	**7,040**
評価・換算差額等合計	**38,704**
純資産の部合計	**316,495**
負債及び純資産の部合計	**6,532,697**

第118期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		**69,197**
資金運用収益	**47,554**	
貸出金利息	35,971	
有価証券利息配当金	10,630	
コールローン利息	86	
預け金利息	857	
その他の受入利息	7	
役務取引等収益	**12,737**	
受入為替手数料	1,915	
その他の役務収益	10,821	
その他業務収益	**2,616**	
国債等債券売却益	2,616	
その他経常収益	**6,289**	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	6,091	
その他の経常収益	197	
経常費用		**53,843**
資金調達費用	**620**	
預金利息	216	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息	△75	
債券貸借取引支払利息	478	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**4,729**	
支払為替手数料	250	
その他の役務費用	4,478	
その他業務費用	**10,148**	
外国為替売買損	893	
商品有価証券売買損	12	
国債等債券売却損	9,181	
国債等債券償還損	34	
金融派生商品費用	26	
営業経費	**34,466**	
その他経常費用	**3,878**	
貸倒引当金繰入額	561	
株式等売却損	763	
株式等償却	376	
金銭の信託運用損	3	
その他の経常費用	2,173	
経常利益		**15,353**
特別利益		**47**
固定資産処分益	47	
特別損失		**49**
固定資産処分損	48	
減損損失	1	
税引前当期純利益		**15,351**
法人税、住民税及び事業税	**2,632**	
法人税等調整額	**1,917**	
法人税等合計		**4,549**
当期純利益		**10,801**

連結貸借対照表（2024年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額
資産の部	
現金預け金	1,047,036
コールローン及び買入手形	523
商品有価証券	3,034
金銭の信託	3,020
有価証券	1,160,237
貸出金	4,211,534
外国為替	2,926
その他資産	43,341
有形固定資産	56,532
建物	20,809
土地	30,693
建設仮勘定	640
その他の有形固定資産	4,387
無形固定資産	18,491
ソフトウェア	1,696
ソフトウェア仮勘定	16,626
その他の無形固定資産	168
退職給付に係る資産	10,731
繰延税金資産	18
支払承諾見返	3,454
貸倒引当金	△13,637
資産の部合計	6,547,247

科　目	金　額
負債の部	
預金	5,449,321
債券貸借取引受入担保金	454,464
借用金	283,200
外国為替	231
その他負債	13,989
賞与引当金	1,412
役員賞与引当金	69
退職給付に係る負債	9
役員退職慰労引当金	5
株式給付引当金	422
睡眠預金払戻損失引当金	118
偶発損失引当金	1,035
繰延税金負債	6,005
再評価に係る繰延税金負債	4,570
支払承諾	3,454
負債の部合計	6,218,310
純資産の部	
資本金	49,759
資本剰余金	39,704
利益剰余金	194,994
自己株式	△6,052
株主資本合計	278,406
その他有価証券評価差額金	31,807
土地再評価差額金	7,040
退職給付に係る調整累計額	5,493
その他の包括利益累計額合計	44,341
非支配株主持分	6,188
純資産の部合計	328,936
負債及び純資産の部合計	6,547,247

連結損益計算書（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
経常収益		**70,215**
資金運用収益	**47,597**	
貸出金利息	35,995	
有価証券利息配当金	10,649	
コールローン利息及び買入手形利息	86	
預け金利息	857	
その他の受入利息	7	
役務取引等収益	**13,529**	
その他業務収益	**2,813**	
その他経常収益	**6,275**	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	6,275	
経常費用		**54,537**
資金調達費用	**620**	
預金利息	216	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△75	
債券貸借取引支払利息	478	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**4,843**	
その他業務費用	**10,148**	
営業経費	**35,003**	
その他経常費用	**3,922**	
貸倒引当金繰入額	583	
その他の経常費用	3,338	
経常利益		**15,678**
特別利益		**47**
固定資産処分益	47	
特別損失		**49**
固定資産処分損	48	
減損損失	1	
税金等調整前当期純利益		**15,676**
法人税、住民税及び事業税	**2,749**	
法人税等調整額	**1,914**	
法人税等合計		**4,664**
当期純利益		**11,012**
非支配株主に帰属する当期純利益		**133**
親会社株主に帰属する当期純利益		**10,878**

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

株式会社 京葉銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 **大村真敏**

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 **山中尚平**

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京葉銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等

を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

株式会社 京葉銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 **大村真敏**

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 **山中尚平**

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京葉銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

株式会社 京葉銀行 監査役会

常勤監査役 **稗田一浩** ㊞

常勤監査役 **尾池伸一** ㊞

監査役（社外監査役） **小野功** ㊞

監査役（社外監査役） **花田力** ㊞

監査役（社外監査役） **岩原淳一** ㊞

以　上

定時株主総会会場

ご案内図

会 場

当行千葉みなと本部2階

αガーデンホール

千葉市中央区千葉港5番45号

交 通

JR 京葉線千葉みなと駅から
徒歩約4分
千葉都市モノレール市役所前駅から
徒歩約4分

JR千葉駅より千葉都市モノレールにお乗換えの場合は、中央改札をご利用ください。駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

会場建物内は全面禁煙とさせていただきますので、ご理解、ご協力のほど重ねてお願い申し上げます。

株式会社 京葉銀行

VEGETABLE OIL INK

UD FONT